



秩父別町

結婚新生活支援補助金



秩父別町では、町内で結婚を伴う新生活をされる世帯を対象に、引越費用及び住居費用一部を補助します！

対象期間に婚姻された世帯は、補助の対象となる場合がありますので、お気軽にご相談ください！

【補助対象世帯】

- 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届けを受理された夫婦
- 婚姻日における年齢が、夫婦ともに39歳以下であること
- 申請日から令和4年3月31日まで申請時の住居に居住すること
- 夫婦の合計所得が400万円未満であること

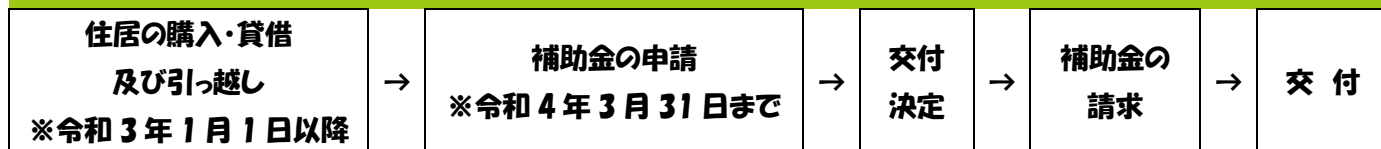
※上記の要件に該当しない場合も、「新婚世帯・子育て支援引越費用助成事業」、「新婚世帯・子育て支援家賃助成事業」の対象になる場合がありますので、お問い合わせください。

【補助内容】

令和3年1月1日から令和4年3月31日までに補助対象世帯が支払った下記の費用の全額（合計30万円が上限額となります）

- 住居費用……結婚を機に購入及び貸借した住居に係る費用
- 引越費用……結婚を機に引っ越しをした際に支払った費用

結婚新生活支援補助金 補助決定までの流れ



申請受付期間: 令和3年4月1日～令和4年3月31日



【お問い合わせ先】

秩父別町役場 企画課企画・まちづくり係
☎0164-33-2111